

家族と学び、自分をつくる日

牧之原 まき ラ ケ 起郷家ラーケーション



牧之原市では、「次代を切り拓く力」を育むキャリア教育（起郷家教育）を推進しています。幅広い資質・能力を獲得するために保護者等と一緒に、校外で平日に学ぶことができる制度が「牧之原 起郷家ラーケーション（まきラケ）」です。

令和8年8月
牧之原市教育委員会

起郷家ラーケーション（まきラケ）とは

「牧之原 起郷家ラーケーション（以下 まきラケ）」は、保護者等と一緒に平日に学校以外の場所で学ぶことのできる制度であり、「次代を切り拓く力」のもととなる幅広い資質・能力を育むことを目的としています。

※ラーケーション…Lerning（学び）と Vacation（休暇）を合わせた造語です。

※保護者等…原則は保護者ですが、保護者が同意した大人（祖父母、成人した兄弟等）も含まれます。

まきラケの特徴

「まきラケ」は、校外での自主的な学びと捉え、学校に登校しなくても「欠席」とはならず、「出席停止・忌引等」と同じ扱いとなります。

保護者等の休暇に合わせて、申請を行い、年3日まで取得をすることが可能です。（年度をまたぐ日数の繰り越しはできません）

※令和8年度は、9月28日（月）から申請開始となります。

申請の流れ

- ① 留意事項で制度について再確認後、家庭で話し合い、学びの計画を立てます。
- ② 取得日の1週間前までに「牧之原 起郷家ラーケーション（まきラケ）申請書」（以下 まきラケ申請書・報告書）の申請欄及び計画書を作成し、担任へ届け出ます。
※「承認印」のある「まきラケ申請書」が返却されましたら取得可能です。
- ③ 保護者等と一緒に体験や活動を行います。
※②で事前申請していても、「まきラケ」取得日は通常の欠席と同じように当日（または前日に）必ず学校へ連絡を入れてください。
- ④ 家庭で学びの振り返りをし、「まきラケ報告書」を1週間以内に学校へ提出します。
※「まきラケ申請書・報告書」は、各校のHPからダウンロードできるようになっていきます。また、各学校にも用意しますので、必要があれば各担任にお知らせください。

留意点

- ・学校行事や定期テスト等で「まきラケ」を取得できない日については、事前に各学校からお知らせいたします。
- ・「まきラケ」を取得した日の授業内容は各自、自主学習で補うこととし、学校としての個別の補習は実施いたしません。

活動のポイント

家庭で計画を立てて、一緒に学ぶ時間をもつことが重要な要素であり、旅行することが目的ではありません。目的と計画が明確な家庭や地域での学びの活動においても「まきラケ」を御活用ください。

まきラケに関する Q&A

Q1 「まきラケ」を導入する理由は何ですか。

A1 牧之原市では、「次代を切り拓く力」を育むキャリア教育（起郷家教育）を推進しています。

キャリア教育を充実したものにするためには、さまざまな資質・能力をバランスよく育むことが大切です。それらは学校の授業や学校生活でのみで習得されるものではなく、家庭や地域など校外で課題を見つけたり、試行錯誤したり、実物を目の当たりにしたり、人に尋ねたりする体験を通して形成されるものです。また、この学びを保護者等と一緒に行うことで、曜日や場所にこだわらず、「家族のつながりを深めながら学ぶ」時間をもつことができる点にも大きな価値があると考えます。これら全てが本制度を導入する理由です。

Q2 「まきラケ」を連続して取得することはできますか。また残った日数は、次の年度に繰り越すことができますか。

A2 連続で取得することも、分散して取得することもできます。年度内に3日まで取得できますが、次の学年に繰り越すことはできません。

Q3 どの児童生徒も、必ず「まきラケ」を取得しなければいけませんか。

A3 「まきラケ」は、必ず取得しなければならないものではありません。取得するかどうかは、あくまでも児童生徒・保護者の判断となります。留意点をよく読んでいただき、制度について理解していただいた上で取得を考えていただきたいと思います。

Q4 「まきラケ」の取得は、半日や時間単位でも可能ですか。

A4 「まきラケ」は、1日単位での取得を可能とします。半日や時間単位では取得できません。

Q5 急きょ保護者が休みを取れることになった場合、計画書提出期限（まきラケ取得日の1週間前）より遅れても申請することはできますか。

A5 申請はできます。ただ、十分に計画をした上で、「まきラケ」の実践を行ってほしいと考えておりますので、可能な限り早めに申請していただきたいと思います。

Q6 「まきラケ」を申請していたのに、急きょ保護者が休めなくなった場合はどうしたらよいですか。

A6 通常どおり登校させてください。ただ、学校に申請を取り消す旨の連絡を必ずいれてください。また改めて申請していただければ、別日に取得可能です。

Q7 「まきラケ」を利用した日の給食の扱いは、どうなりますか。

A7 「まきラケ」は欠席として扱いませんが、給食については欠席の時と同様、停止や返金（中学校）等の処理は行いません。

Q8 「まきラケ」を取得し、活動の際に怪我等をした場合、どうなりますか。

A8 学校の管理下での活動ではないため、学校で任意加入している「日本スポーツ振興センター」の災害共済給付制度の対象外となります。御心配であれば、「まきラケ」の取得前に御家庭で保険に加入することをお勧めします。

起郷家ラーケーション（まきラケ）に関するお問い合わせ先

☆ 制度全般に関すること 牧之原市教育委員会 学校教育課 TEL 0548-53-2645

☆ 申請及び計画書、報告書に関することは、各学校にお問い合わせください。

体験

実際に触れる、挑戦する

農業体験、自然とのふれあいや観察、自然の中での活動への挑戦、スポーツに関する専門的なトレーニングや大会参加等、「まきラケ」を活用すれば、学校の授業ではなかなか体験できないことに挑戦することができます。



交流

交流で、視野を広げる

人との交流、芸術との交流、文化との交流、言語による交流…ひとたび広い世界に目を向ければ、新たな視点を与えてくれるさまざまな交流の機会があります。「まきラケ」は交流の扉を開きます。



制作

自らの手で作り上げる

講座に参加したり、身近な方に指導していただいたりして、自らの手で何かを生み出すことは、作り上げることの喜びを味わうだけでなく、技術の習得やものの仕組みや成り立ちを理解することにもつながります。「まきラケ」で新たな才能が開花する可能性があります。



鑑賞

ホンモノの魅力にひたる

音楽、演劇、書道、絵画等、教科書やメディアでしかふれたことのない、本物の芸術を目の当たりにし、その空気を感じることは刺激的な体験になります。「まきラケ」が本物との出会いの場となり、感性を磨きます。



再確認

家族の時間を過ごす

一つのことに一緒に取り組む中で共に考え、試行錯誤したり、時には競い合ったり、取組を振り返って会話をしたり、そういう何気ない時間こそかけがえのないひとときです。「まきラケ」は、家族と過ごす時間の尊さを再確認する機会となります。

